

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
実用新案登録第3178934号  
(U3178934)

(45) 発行日 平成24年10月11日(2012.10.11)

(24) 登録日 平成24年9月19日(2012.9.19)

(51) Int.Cl.

B65F 1/14 (2006.01)

F 1

B 6 5 F 1/14

A

## 評価書の請求 未請求 請求項の数 1 書面 (全 5 頁)

(21) 出願番号

実願2012-3367 (U2012-3367)

(22) 出願日

平成24年5月21日 (2012.5.21)

(73) 実用新案権者 594068549

山下 定利

千葉県千葉市中央区今井 1-19-10-303

(73) 実用新案権者 509226565

山下 佳治

千葉県千葉市花見川区三角町 487-16-3

(72) 考案者 山下 定利

千葉県千葉市中央区今井 1-19-10-303

(72) 考案者 山下 佳治

千葉県千葉市花見川区三角町 487-16-3

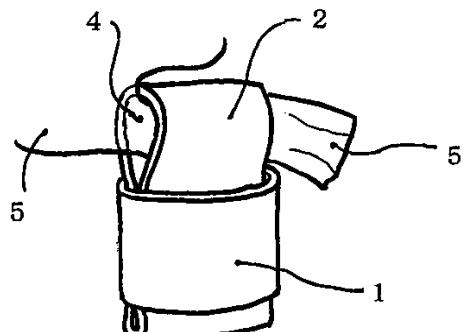
(54) 【考案の名称】ごみ箱の胴に装着して用いる、ごみ箱に内袋(ごみ袋)を固定するための器具。

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】ごみ箱の内袋(ごみ袋)を簡単に、きれいな形に整えてごみ箱に固定出来る器具を提供する。

【解決手段】該器具は、輪状の帶体1、2各2個づつよりなる。上記の輪状の帶体1を1個づつごみ箱の外面の対角位置に、輪の口を上を向けて輪が扁平になる様に押しつけ、両面接着テープにより接着する。残り2個の輪状の帶体2を、上記の一対の輪状の帶体1の輪の中に挟み、上下に滑らせて使用出来る様に挿入する。内袋をごみ箱の内部に装着し、袋の口の縁りの部分をごみ箱の外側に折り返し、袋の口の縁りの一部5をつまんで、上記輪状の帶体2を、若干上に引き上げて出来る輪の間際4に差し込む。次に輪状の帶体2を下に引き下げて、内袋を固定する。

【選択図】図5



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

ごみ箱の胴の外面に装着して用い、内袋（ごみ袋）の把っ手や袋の一部分を掴んで、袋全体をごみ箱に固定することを特徴とする器具。

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

ごみ箱には、通常内袋（ごみ袋）を用いる。内袋の使用は、ごみが溜まると、袋のまま入れ替えることなしに捨てることが出来て、便利だからである。また内袋は、ごみの水分などでごみ箱を汚さないためでもある。

10

**【0002】**

ごみ箱の内袋は、リユースのレジ袋か、専用のゴミ袋が用いられている。その多くはポリエチレン製であり、大半の袋は把っ手を備えている。

**【背景技術】****【0003】**

これまで、ごみ袋をごみ箱に固定する方法は、袋の口の縁りを箱の口の外側に折り返す程度であり、まれにゴムベルトや紐で鉢巻状に縛っている例が見られる。

**【考案の概要】****【考案が解決しようとする課題】****【0004】**

大半のごみ箱は、内袋を固定（セット）する機能を持っていない。このため、ごみが溜まると、ごみの重みで袋が箱の内側に引き込まれやすい。また、この袋が引き込まれるのを防ぐため、袋の口の部分を、長く箱の外側に折り返すと、美観を損なう事になりやすく、特に袋の把っ手が垂れ下がる状態は見苦しいものである。

20

**【課題を解決するための手段】****【0005】**

請求項1の考案になる器具の構造は、2個の部品で構成されている。図1は、本考案になる全体図、即ち2つの部品を組み合わせた斜視図である。2個の部品は、いずれも輪状の帯である。図面の符号1の部品は、ごみ箱の胴の外面に接着して用いる。符号2の部品は、符号1の部品の輪の間隙に挟み、上下に滑らせて用いる。

30

**【0006】**

図2は、本考案になる器具の2個の部品を分離して、斜視図で示した。

**【0007】**

図3は符号1の部品の上面図である。符号3は、両面接着テープである。この部品の輪は、符号2の部品を挿入して用いるため、扁平になるようにして、ごみ箱に接着する。

**【0008】**

本考案になる器具は、ごみ箱の胴板の外面の、対角する2箇所に接着して用いる。袋の2本の把っ手を対角線上で掴まえるためである。器具を接着する位置は、図4のように、符号1の部品の上部が、ごみ箱の口の縁りから約5cm下方がよい。

40

**【0009】**

本考案の利用方法は、内袋（ごみ袋）に把っ手がある場合は、その把っ手（符号5）を、把っ手がない袋は、その袋の口の縁りの一部を、つまんで、図5に示すように、符号4の間隙（穴）に差し込む。このとき、符号2の部品は、上方に引き上げると、符号4の間隙（穴）はつくりやすくなり、袋の把っ手等を差し込みやすくなる。

**【0010】**

内袋の把っ手等を符号4の間隙（穴）に差し込んだ後は、符号2の部品を引き下げると、袋の把っ手等は締め付けられて、動きが止められ、袋全体も固定されることになる（図6）。

**【考案の効果】****【0011】**

50

本考案になる器具を利用することによる第一の効果は、ごみ袋をごみ箱にしっかりと固定できるため、ゴムベルトや紐が不要になり、手間も軽減する。

#### 【0012】

本考案になる第二の効果は、ごみ箱の口の縁りで折り返される袋の始末が簡単に行えることになった。即ち、袋の把っ手等を符号4の間隙で引っ張って固定すると、袋の縁りは、符号1の部品より下方には垂れ下がらない。つまり符号1の部品とごみ箱の投入口の縁りの間（約5cmの巾）で、袋の口の縁りを整えることが出来ることになり、美観を損ねる袋の把っ手の垂れの処理も、図7のように、きれいに整えることができるようになった。

#### 【考案を実施するための形態】

#### 【0013】

本考案になる器具の素材は、硬質の板紙や合成樹脂の板、皮革、布貼りの板紙等を用いることができる

10

#### 【0014】

本考案になる器具の大きさは、帯の巾が最大35mm程度、符号1の部品の外周は最大90mm程度。符号2の部品は、輪の外周は最大200mm程度、帯の厚みは最大1.5mm程度が良い。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0015】

【図1】図1は、本考案になる器具の斜視図。

20

【図2】図2は、本考案になる器具を構成する2個の部品の斜視図

【図3】図3は、ごみ箱に接着する部品（符号1）の上面図。

【図4】図4は、本考案になる器具をごみ箱に接着した状態を示す斜視図。

【図5】図5は、本考案になる器具の中、スライドさせる部品の輪の空隙に、ごみ袋の把っ手を差し込んだ状態を示す。

【図6】図6は、器具のスライドできる部品を下方に引き下げ、袋の把っ手を締めつけた状態を示す。

【図7】図7は、本考案になる器具を用い、袋をごみ箱に固定した状態を示す斜視図。

#### 【符号の説明】

#### 【0016】

1 本考案になる器具の部品の中、ごみ箱に接着する方の部品。

30

2 器具の部品の中、スライド（移動）させる方の部品。

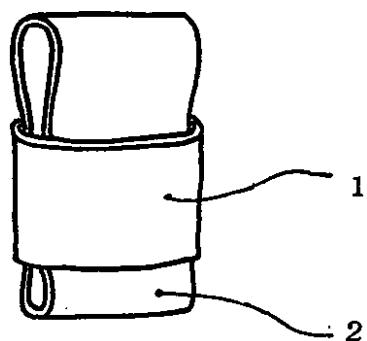
3 両面接着テープ。

4 符号2の部品の輪の空隙。

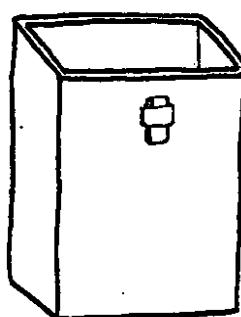
5 ごみ袋の把っ手。

6 内袋（ごみ袋）。

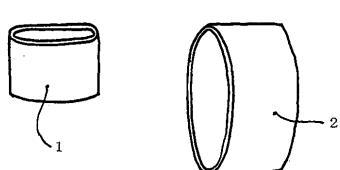
【図 1】



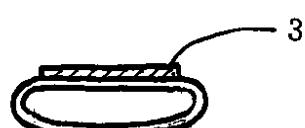
【図 4】



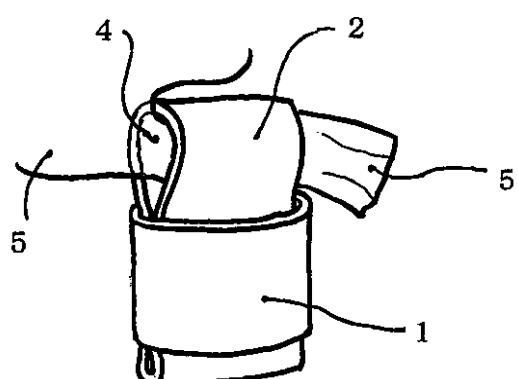
【図 2】



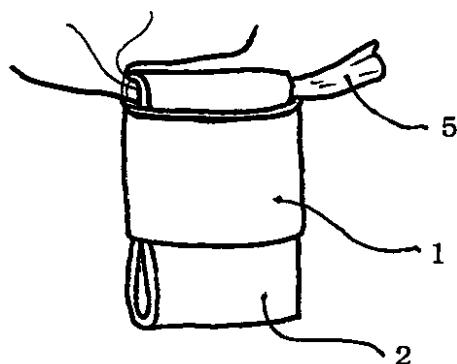
【図 3】



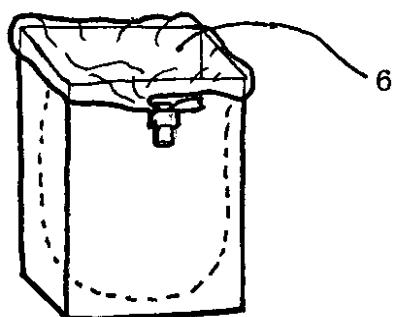
【図 5】



【図 6】



【図 7】



【手続補正書】

【提出日】平成24年7月23日(2012.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

ごみ袋の把っ手を差し込むための穴を形成する輪帯状の部品と、この部品を差し込んで保持するための、扁平の輪帯状の部品で構成し、保持するための部品を、ごみ箱の胴の相対する2面の外側に接着して用いることを特徴とする器具。